

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和4年6月10日現在

1 上陸拒否について

新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解等を踏まえて、法務省では、当分の間、上陸の申請日前14日以内に添付の表1の国・地域における滞在歴がある外国人について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第14号（注1）に該当する外国人として、**特段の事情**がない限り、上陸を拒否することとしています。

また、これまで上陸拒否の対象としていた外国人のうち、添付の表2の外国人については、上陸拒否の対象の指定を解除しています（注2）。

なお、特別永住者の方については、入管法第5条第1項の審査の対象となりませんので、上記の措置により上陸が拒否されることはありません。

2 特段の事情について

特段の事情があるとして上陸を許可する具体的な例は以下のとおりです。

なお、防疫上の観点から、出入国在留管理庁ホームページ「[出国前検査証明について](#)」のとおり、入国・再入国に当たっては、原則として、出国前72時間以内の新型コロナウイルスに関する検査証明の取得が必要となりますので、御注意ください。

(1) 再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）をもって再入国する外国人の場合、特段の事情があるものとしています（注3）。

(2) 新規入国する外国人の場合、特段の事情があるものの具体的な例は、以下のとおりです。

ア 令和2年8月31日までに再入国許可をもって現在上陸拒否の対象地域に指定されている国・地域に出国した者であって、その国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された後、再入国許可の有効期間が満了し、その期間内に再入国することができなかったもの

イ 日本人・永住者の配偶者又は子

ウ 「定住者」の在留資格を取得する者

エ 「家族滞在」又は「特定活動（告示7号、18号、19号、23号、24号、30号、31号、34号、38号、45号、47号）」の在留資格を取得する者

オ 「外交」又は「公用」の在留資格を取得する者

カ 令和4年5月26日付け水際対策強化に係る新たな措置（29）に基づいて新規入国する者（注4）

キ 親族訪問又は知人訪問（親族に準ずる関係が認められる者、訪日の必要性があると認められる者）で「短期滞在」の在留資格を取得する者（注5）

ク 上記のほか、特に人道上配慮すべき事情があるとき（注6）や、公益性があるとき（注7）といった、個別の事情が認められるもの

(注1) 出入国管理及び難民認定法（抄）

(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三 (略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)

(注2) 上陸拒否の対象地域に滞在歴があるか否かに関わらず、再入国の場合を除き、原則として、入国目的等に応じて、地方出入国在留管理局において、在留資格

認定証明書の交付を受けるとともに、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において、査証の発給を受ける必要があります。

(注3) 再入国許可による出国中に再入国許可期限が経過した方は、改めて在留資格認定証明書交付申請や査証申請といった手続が必要となります。詳しくは出入国在留管理庁ホームページ「[本邦に入国を予定している方に係る取扱い](#)」の3を御確認ください。

なお、みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間（特別永住者の方は2年間）となります（※）が、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなりますので御注意ください。詳しくは出入国在留管理庁ホームページ「[みなし再入国許可（入管法第26条の2）](#)」を御確認ください。

※ 在留カードの有効期間とは異なりますので御注意ください。

(注4) 日本国内に所在する受入責任者（入国者を雇用又は事業・興行のために招へいする企業・団体等）が、厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了し、在外公館において査証の発給を受けた場合、商用・就労等の目的の短期間の滞在（3月以下）若しくは旅行代理店等を受入責任者とする観光目的の短期間の滞在又は長期間の滞在の新規入国が原則として認められます。事前申請を完了し、受付済証を取得していても、査証の発給を受けていなければ、入国が認められませんので御注意ください。

なお、観光目的の新規入国は令和4年5月20日付け水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく「青」区分の国・地域から入国する外国人に限られます。

また、令和4年2月24日付け水際対策強化に係る新たな措置（27）により、受付済証と査証の発給を受けている場合も、原則として入国が認められます。

制度の詳細及び利用方法については、こちらの厚生労働省ホームページ「[外国人の新規入国制限の見直しについて](#)」で御確認ください。

(注5) 日本国内に居住する親族又は知人が、[招へい人](#)として、在外公館における査証申請時に防疫措置の遵守を[誓約](#)する必要があります。

招へい人が知人である場合は、例えば以下の事情がある者については、親族に準ずる関係がある又は訪日の必要性があるとして、入国が認められることがあります。

○本邦居住者と親族に準ずる以下の関係にある者

- ・婚約者
- ・事実婚関係

○訪日の必要性があると認められる者

- ・結婚式又は葬儀に参列する者
- ・病気の知人を訪問する者

(注6) 特に人道上配慮すべき事情があると認められる場合については、個別に判断されます。例えば、以下の事情がある者については、特段の事情があるものとして上陸を許可することがあります。

- ・生命に関わる病気の治療を受ける者

(注7) 公益性があると認められる場合の具体的事例は以下のとおりです。

- ・ワクチン開発の技術者

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：(代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)

表1 上陸拒否対象地域一覧

		中南米	欧州	中東	アフリカ
令和2年	4/3までに実施 5か国		ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ		コートジボワール、コンゴ民主共和国
	4/29から実施 1か国				ジブチ
	5/16から実施 3か国				ガボン、ギニアビサウ、赤道ギニア
	5/27から実施 4か国		キルギス	アフガニスタン	ガーナ、ギニア
	7/1から実施 10か国	ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ハイチ		イラク	アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア
	7/24から実施 9か国				ケニア、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、マダガスカル、リビア、リベリア
	8/30から実施 7か国				エチオピア、ガンビア、ザンビア、ジンバブエ、ナイジェリア、マラウイ、南スーダン
令和3年	5/21から実施 1か国	セントルシア			
	12/2から実施 1か国				アンゴラ

表2 上陸拒否指定解除一覧

1. 中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人（令和2年11月1日解除）
2. 香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人（令和2年11月1日解除）
3. 上陸の申請日前14日以内に以下の国・地域における滞在歴がある外国人

		アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	
令和2年	11/1から解除	8か国・地域	シンガポール、韓国、台湾、中国（香港及びマカオを含む）、ブルネイ、ベトナム	オーストラリア、ニュージーランド					
	4/8から解除	106か国	インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル	フィジー	カナダ、米国	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウズベキスタン、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク	アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、ヨルダン	カーボベルデ、セーシェル、チュニジア、ボツワナ、モザンビーク、モーリシャス、モロッコ、ルワンダ
	6/3から解除	15か国・地域			グアテマラ、グレナダ	アルメニア、ウクライナ、エストニア、スロバキア、ベラルーシ、ロシア	レバノン、パレスチナ	エジプト、サントメ・プリンシペ、南アフリカ、コモロ、レソト	